

2011年度 早稲田大学大学院法務研究科

法学既修者試験 論述試験

民 法

(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

民法についての一般的な出題は、与えられた事例を設問に即して適切に分析し、民法等の関係する規定（条文）との関連で法律上の問題点（論点・争点）を抽出するとともに、関係当事者の利害状況に配慮してバランスのよい解決を図ることが求められる。そのためには、家族法を含む民法全体についての基本的な知識が必要であることは言うまでもないが、その知識を有機的に関連づけて具体的な問題に活用できることが不可欠である。細部にとらわれることなく、基本的な条文の趣旨や概念・制度を理解し、それらを基本判例の学習等を通じて具体的な形で、つまり、各条文がどのように機能するのか、どのように使われるのかを、理解しておくことが必要である。法学部での授業および教科書等で学習する際にもこの点を特に注意する必要がある、本年度の出題も、この点の学習がこれまでに十分になされていたか否かを問うものである。

問題1は、家族法を含む民法全般にわたる基本的事項（遺産分割協議、通謀虚偽表示、詐害行為取消権、弁済の代位、抵当権等）の知識を前提とする出題であり、法学部卒業者であればどの事項も十分に学修しているはずである。ただ、解答にあたっては、Xの法的主張として考えられるものを「要件を示しつつ」「複数」述べることが求められているから、この問いかけに対応させる形で自らの考えを示す必要がある。

問題2は、請負契約を中心とした契約法全般および付合や加工等についての物権法の基本的な知識をもとにした応用力・展開力を問う出題である。小問（1）解答にあたっては、必須のものではないが、加工等に関する基本判例（最判昭和54年1月25日民集33巻1号26頁）――教科書や基本的な判例集に掲載されているはずである――についての知識があることが望まれる。

問題1および問題2ともに、法学部等において民法のすべて（家族法を含む）にわたりしっかりと授業を履修し、また、基本書および基本判例集を、民法の基本的な規定がどのような趣旨で具体的にどのように機能しているかを考えながら学習していれば解答できるものであり、言い換えれば、このような学修をしていない場合は十分には解答できないものである。

以上